告示

○国家公安委員会告示第三十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十四日

国家公安委員会委員長　松原　仁

第一号の表三号の項中「八代市から熊本県葦北郡芦北町まで」を「北九州市八幡東区から同市八幡西区まで」に改め、四百七十五号の項中「豊田市から関市まで」を「豊田市から関市まで」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

八代市から熊本県葦北郡芦北町まで	北九州市八幡東区から同市八幡西区まで
豊田市から関市まで	豊田市から関市まで
大垣市から岐阜県養老郡養老町まで	

三　次の表の上欄に掲げる市町村道（道路法第三条第四号に規定する市町村道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分

市道安瀬戸畑一号線	北九州市若松区から同市戸畑区まで

附　則

この告示は、平成二十四年九月十五日から施行する。ただし、第一号の表三号の項の改正規定は、平成二十四年九月三十日から施行する。

○警察庁告示第一号
海上保安庁告示第一号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十八条の二第一項の規定に基づき、海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島を定める告示を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

警察庁長官　片桐　裕
海上保安庁長官　北村　隆志

海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島を定める告示

海上保安庁法第二十八条の二第一項の海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島は、次表に掲げる区域内に存する離島とする。

一	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 イ　北緯三三度五八分二〇秒東経一三八度五〇分五〇秒の点 ロ　北緯三三度五六分〇秒東経一三八度五〇分五〇秒の点 ハ　北緯三三度五六分〇秒東経一三八度四八分二〇秒の点 ニ　北緯三三度五八分二〇秒東経一三八度四八分二〇秒の点
二	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 イ　北緯三三度三九分四〇秒東経一三九度一八分三〇秒の点 ロ　北緯三三度三八分三〇秒東経一三九度一八分三〇秒の点 ハ　北緯三三度三八分三〇秒東経一三九度一七分二〇秒の点 ニ　北緯三三度三九分四〇秒東経一三九度一七分二〇秒の点
三	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 イ　北緯三三度八分五〇秒東経一三九度四二分四〇秒の点 ロ　北緯三三度六分一〇秒東経一三九度四二分四〇秒の点 ハ　北緯三三度六分一〇秒東経一三九度三九分五〇秒の点 ニ　北緯三三度八分五〇秒東経一三九度三九分五〇秒の点
四	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 イ　北緯三一度五四分〇秒東経一三九度五五分四〇秒の点 ロ　北緯三一度五二分四〇秒東経一三九度五五分四〇秒の点 ハ　北緯三一度五二分四〇秒東経一三九度五四分二〇秒の点 ニ　北緯三一度五四分〇秒東経一三九度五四分二〇秒の点
五	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 イ　北緯三一度二七分一〇秒東経一四〇度三分五〇秒の点 ロ　北緯三一度二五分三〇秒東経一四〇度三分五〇秒の点 ハ　北緯三一度二五分三〇秒東経一四〇度二分二〇秒の点 ニ　北緯三一度二七分一〇秒東経一四〇度二分二〇秒の点
六	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 イ　北緯三〇度三〇分二〇秒東経一四〇度一九分三〇秒の点 ロ　北緯三〇度二七分五〇秒東経一四〇度一九分三〇秒の点 ハ　北緯三〇度二七分五〇秒東経一四〇度一六分三〇秒の点 ニ　北緯三〇度三〇分二〇秒東経一四〇度一六分三〇秒の点
七	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 イ　北緯二七度四五分二〇秒東経一四二度一三分五〇秒の点 ロ　北緯二七度二八分三〇秒東経一四二度一三分五〇秒の点 ハ　北緯二七度二八分三〇秒東経一四二度五分〇秒の点 ニ　北緯二七度四五分二〇秒東経一四二度五分〇秒の点
八	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域（警察署（派出所又は駐在所を含む。）の存する離島の区域を除く。） イ　北緯二七度一二分三〇秒東経一四二度一五分四〇秒の点 ロ　北緯二七度一分一〇秒東経一四二度一五分四〇秒の点 ハ　北緯二七度一分一〇秒東経一四二度九分〇秒の点 ニ　北緯二七度一二分三〇秒東経一四二度九分〇秒の点